

## <報道発表資料>

令和8年 6月 22日

### 公有財産の管理に係る事務処理の誤りについて

農林部で過去に実施した土地改良事業に係る公有財産（土地改良施設用地）の管理に関する事務処理に誤りがあったことが判明しました。

なお、対外的な所有権等の権利義務に影響を与えるものではありません。

#### 1 事案の概要

埼玉県の公有財産は、道路や河川等一部を除き公有財産台帳（公有財産管理システム）において管理している。県営土地改良事業においては、農業用水路などの土地改良施設を整備する際、整備箇所を一旦県が用地買収し、県有財産として台帳に登録し、その後整備が完了した段階で施設及び当該土地を市町村等の管理者に引き渡し、台帳から削除することとしている。

この度、過去に実施した土地改良事業に係る複数の土地について、用地買収時に台帳に登録されていなかったこと、また、市町村等に譲与したにも関わらず台帳から削除されていなかったことなどが判明した。

農林部において調査したところ、現時点で9,869筆の登録・削除漏れがあり、差し引き789,999平方メートルが台帳から削除すべき土地であることがわかった。

#### 2 経緯

県の会計実地検査を契機に、土地改良事業に伴う財産について台帳への登録状況を精査したところ、複数の土地について台帳への登録・削除漏れが判明したため、全農林振興センターの土地改良施設に係る台帳の登録内容の調査を実施した。

### **3 今後の対応**

土地改良事業に係る土地の調査を継続するとともに、県の台帳で管理するすべての県有財産（土地）を登記情報と照合する等により、台帳の登録内容を確認する。

### **4 再発防止策**

土地改良事業に係る公有財産移動時の事務処理について注意文書を発出し、再発の防止に努める。

## **●問合せ先**

### **【1、2、4について】**

農林部農村整備課 総務・土地改良団体支援担当 中嶋

電話：048-830-4335

E-mail：a4330-05@pref.saitama.lg.jp

### **【3について】**

総務部管財課 財産管理担当 横田

電話：048-830-2581

E-mail：a2580-06@pref.saitama.lg.jp